

[事案 2024-1] 損害賠償請求

・令和6年8月30日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人が契約者に無断で契約者貸付や解約を行ったことを理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年4月に医療保険（契約①）、同年9月に組立型保険（契約②）、同年10月に組立型保険（契約③）、同年11月に2件の組立型保険（契約④⑤）を契約した。その後、契約②において、平成25年8月から平成26年3月まで契約者貸付が行われ（貸付①）、契約⑤において、平成26年3月から平成27年3月にかけて契約者貸付が行われ（貸付②）、平成27年3月に解約された。さらに、平成29年6月に組立型保険（契約⑥）を契約したが、令和3年10月から令和4年7月にかけて、契約①②③⑥が解約され、契約④は令和4年7月に保険料不払いを理由として契約解除された。しかし、貸付①②および契約①②③⑤⑥の解約は、自分に無断で妻であった募集人が行ったものであり、貸付金や解約返戻金等を自分は受け取っていないため、契約①②③④⑤⑥の既払込保険料を返還してほしい。また、無断解約により精神的苦痛を被ったため、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各手続時点では、募集人は申立人と婚姻関係にあり、申立人と同居して家計を一任されており、申立人名義のキャッシュカードやクレジットカードを日常的に保管・管理していて、本契約の暗証番号の管理も行っていた。
- (2)募集人は、一連の手続の都度、申立人の意向を確認し、了解を得て手続を行っており、申立人が無断で行われたと主張する各手続は申立人の意思に反して行なわれたものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、貸付や解約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)募集人の不法行為を判断するためには、各手続が申立人に無断で行われたかどうかを判断する必要があるが、募集人の不法行為についての申立人の主張と保険会社の主張は鋭く対立しているところ、募集人の不法行為を根拠づける客観的証拠は乏しく、また、本件では募集人の事情聴取も行うことができないため、これに関する事実関係を確認することもできない。
- (2)本件についての事実関係を明らかにするためには、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を行うなどして慎重な事実確認および法的な検討をすべきであると考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳密な証拠調べ手続は設けられていない。